

ミャンマー知的財産権制度の概要【その2】

～新知的財産法案について～

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei

(弁護士)



Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィス(バンコク)は 2000 年設立。2013 年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei 氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

本稿は、ミャンマー知的財産権制度の概要について紹介する全 2 回のシリーズの【その 2】。

【その 1】からの続き

【その 2】では、2015 年 7 月、商標法、特許法、著作権法、工業意匠法等、知的財産保護に関する新たな法案が議会に提出され、一般からの意見公募を目的として新聞紙上で公表された。現行の登録プロセスおよび権利行使について、主要な変更点を中心に、新知的財産法案の概要を紹介する。

1. 商標

「先願主義」あるいは「先使用主義」の何れを採用するかについては依然として議論の対象とされているが、法案(商標法案第 30 条)によれば、先願主義の採用が謳われている。出願時の使用言語については、登録官より特段の要請がない限り、ミャンマー語あるいは英語の何れかとされる(同第 9 条(b)項)。1 商標 1 区分とするか、多区分指定を認めるかについては、現行法案ではその規定が見受けられない。出願日が登録日とみなされ、存続期間は登録日より 10 年間で、その後の更新が可能とされる(同第 26 条(a)(b)(c)項)。

出願は方式審査および絶対的登録性に関わる審査を経て公告され(同第 7、8 条)、60 日間の異議申立期間が設けられる(同第 14 条)。利害関係人は「商標の定義(同第 2 条(a)項)」、「絶対的登録性(同第 7 条)」、「相対的登録性(同第 8

条)」の何れかに関わる事由に基づき、商標の取り消しを請求できる（同第45条(a)項）が、この事由の内、絶対的登録性に関わる取り消し請求は、商標の存続期間中いつでも提起し得るものとされる（同第45条(c)(1)項）。一方、相対的登録性に関わる取り消し請求については、登録日より5年以内であれば提起することが可能とされる（同第45条(c)(2)項）。また、指定商品または指定役務の一部について取り消しを請求することも可能とされる（同第45条(d)項）。特段の理由なく、3年間の継続的な使用の事実がない場合、不使用取り消し請求が可能とされる（同第46条(a)(1)および(2)項）が、「使用」の明確な定義については規定されていない。

パリ条約あるいは世界貿易機関加盟国において先に出願されたか、あるいは展示会等への出展を通じて公表された商標で、第一国出願日あるいは公表日より6ヶ月以内にミャンマーにおいて出願されるものについては、優先権の主張が可能とされる（同第24条(a)項および25条(a)項）。

商標出願に際して、当局への提出が必要とされる項目は概ね以下の通りである（同第10条）。

- (1) 登録申請書フォーム
- (2) 出願人の名義および居所
- (3) 委任状および手続代理事務所の名称および居所
- (4) 商標の詳細な説明
- (5) 指定商品または指定役務、および該当する国際分類
- (6) 優先権主張を伴う場合、優先権証明書類
- (7) 旧法（1908年登録法）に基づき登録済みの商標である場合、登録証（所有者宣誓書）
- (8) その他、知的財産局により指定されるもの

周知商標については、ミャンマーにおいて広く認知されている場合にのみ認められるものとされる（同第 8 条(e)(f)項および第 2 条(g)項）が、その判断基準については示されていない。

2. 著作権

1914 年著作権法からの最も大きな改正点は、外国での創作による著作物のミャンマーにおける取り扱い規定の見直し（著作権法案第 4 条）、および侵害行為に対する罰則規定の見直しである。罰則については 3 年間の禁固刑、5 百万チャット（日本円で約 50 万円相当）を限度とする罰金刑、もしくはその双方が適用され、初犯から 5 年以内の再犯に対しては 3～5 年間の禁固刑、1 千万チャット（日本円で約 100 万円相当）を限度とする罰金刑、もしくはその双方が適用される（同第 76 条 (b)項および第 77 条）。

情報通信技術の高度化に伴い、デジタル著作権の管理および保護に関わる規定も新たに設けられている（同第 13 条）他、著作権登録についての規定も新設され（同第 14、15、16 条）、税関を通じた著作権保護についても可能とされる（同第 18 条）。尚、著作権の存続期間は原則として創作者の没後 50 年迄とされる（同第 11 条）。

3. 意匠

出願日あるいは優先権主張日以前に国内外における使用、公表等を通じて公知となっていない意匠は新規であるものとみなされる（工業意匠法案第 8 条）。パリ条約あるいは世界貿易機関加盟国において先に出願されたか、あるいは展示会等への出展を通じて公表された意匠で、第一国出願日あるいは公表日より 6 ヶ月以内にミャンマーにおいて出願されるものについては、優先権の主張が可能とされる（同第 13 条）。旧法（1908 年登録法）に基づき登録済みの意匠については、別途施行規則等により新法への移行措置が規定される場合を除き、保護の対象とはならない。

先願主義が採用されることとなり（同第 18、19 条）、出願時に当局への提出が必要とされる項目は概ね以下の通りである。（同第 16 条）。

- (1) 登録申請書フォーム
- (2) 出願人の名称および居所
- (3) 委任状および手続代理事務所の名称および居所
- (4) 意匠の詳細な説明
- (5) 意匠の名称、および該当する国際分類
- (6) 優先権主張を伴う場合、優先権証明書類
- (7) その他、知的財産局により指定されるもの

存続期間は登録日より 5 年間とされ、さらに 5 年毎 2 回の更新が可能（したがって最長 15 年間）とされる（同第 34 条）。

4. 特許

登録要件は以下の通りとされる（特許法案第 7 条(a)(b)(c)項）。

- (1) 新規性
- (2) 進歩性
- (3) 産業上の利用可能性

新規性の解釈に関わる条項は以下の通りである（同第 7 条(a)項）。

「技術水準の一部を構成しない場合、発明は新規であるものとみなされる。技術水準とは、出願日あるいは優先権主張日以前に印刷物、口述、使用等を通じて国内外で公知である技術を指す。」

旧法（1908 年登録法）に基づき登録済みの特許については、別途施行規則等により新法への移行措置が規定される場合を除き、保護の対象とはならない。

特許を受けることができない発明については、以下の通り規定されている（同第 8 条(a)項）。

- (1) 発見、科学的理論、数学的法則
- (2) 精神的行為、ゲームあるいは事業を実施するための規則および手法
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 動植物品種、本質的に生物工学的な動植物の育成プロセス（微生物工学によるものを除く）
- (5) 自然界に生存する生物種およびその抽出物
- (6) 人間および動物への治療法（治療に用いられる薬剤や化合物等の製品を除く）
- (7) 公知の天然物、用途、形式、化学品を含む物品に関連した発明
- (8) 環境保護のためミャンマー政府により禁じられるもの

また、時限付き（2021年1月1日迄）で特許を受けることができない発明についての特別条項が設けられている（同第8条(b)項）。

- (1) 健康関連の製品あるいはプロセス
- (2) 農業目的の化学品
- (3) 食品
- (4) 微生物関連製品

出願時、当局への提出が必要とされる項目は概ね以下の通りである。

- (1) 登録申請書フォーム
- (2) 出願人の名称および居所
- (3) 委任状および手続代理事務所の名称および居所
- (4) 優先権主張を伴う場合、優先権証明書類
- (5) 発明の詳細な説明
- (6) 発明の要約
- (7) 出願人が発明者と異なる場合、発明に係る権利を取得した旨の宣誓および証明書類
- (8) 1つ以上の請求項
- (9) 函面（必要な場合）

- (10) 共願の場合、全出願人の署名による同意書
- (11) 早期公開請求書（早期公開を望む場合）
- (12) その他、知的財産局により指定されるもの

パリ条約あるいは世界貿易機関加盟国における第一国出願日より 12 ヶ月以内にミャンマーにおいて出願されるものについては、優先権の主張が可能とされる（同第 31 条）。存続期間は出願から 20 年間とされ、維持年金の納付が必要とされる（同第 34、35 条）。方式要件を満たさない出願については、出願日を確定する出願受理通知は発行されず、当局の指令に基づく補正や補完が期限内（特許出願については指令書送達日から 60 日間、その他の出願については指令書送達日から 30 日間）になされなかった場合、出願は取り下げとみなされる。

2015 年 11 月の総選挙、そして民主化に向けた政治情勢の大きな変化の中、議会による知的財産法案の検討には遅延が発生しており、2016 年 2 月時点において、新知的財産法の施行時期については明確ではない。

5. 関連各団体および当局等による近年の動向

知的財産を巡る環境整備促進に向けて、2014 年 6 月、国内の事業者や実務家である弁護士等により構成される知的財産権利者協会 (IPPAM: Intellectual Property Proprietors' Association of Myanmar)が発足し、民間と行政とを密接につなぐ役割を果たしている。一方、著作権関連諸団体（作家・ジャーナリスト協会、映像協会、音楽協会等）が様々な著作権紛争の解決に寄与している他、2014 年には実演者機構(Performance Right Organization)が設立され、ロイヤルティの徴収や著作権紛争における仲裁機関として機能している。

行政当局の中では税関の役割が重要視されている。2014 年より、商標の暫定的な税関登録が受け付けられており、現在迄に約 15 の商標が税関において登録されている。2015 年 8 月末、税関当局は MACCS(Myanmar Automated Cargo Clearance System)と呼ばれる新たな模倣品等監視システムの導入計画を発表し、

商務省や食品医薬品局との連携を通じて、2016年11月迄にシステムの運用を開始する方針を掲げている。

教育の分野においては、法学修士課程の見直しが図られ、知的財産が履修科目に含まれることとなった。さらに、知的財産関連業務の標準化を目的として、商標弁理士や知的財産弁護士の実務者規定も今後整備される見通しである。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)